

〔論 文〕

政党による「女性活用」 —県議会議員選挙を事例に

大 木 直 子

要 旨

日本の地方議会では、1980年代以降、都道府県、市区町村のあらゆるレベルで女性議員割合は増加傾向にあり、近年、地方議会における議席定数が大幅に削減される中でもその傾向は続いている。ただし、女性議員割合は自治体レベルによって大きく異なっており、特に、都道府県議会（以下、県議会）は、市区町村より女性の進出度が低い状況にある（内閣府調べ）。さらに、県議会では市区町村議会と比べて民主党や自由民主党（以下、自民党）といった国会の二大政党に所属する女性議員が急増している。

日本では、政党による候補者選定過程の観点から女性の地方議会への進出について本格的に調査した研究は極めて低く、さらに実際に選挙が行われている市町村の選挙区の候補者選定過程において女性候補者がどのように位置づけられているのか、についての調査はほとんど実施されていない。そこで、本稿は、市町村と比べ女性の進出度が最も少なく女性議員の所属党派も異なる県議会を取り上げ、政党がどのように候補者を選出しているのかという政治的リクルートメントの観点から、なぜ県議会で二大政党の女性議員が増加しているのか、どのように政党は女性をリクルートしているのか、について統一地方選挙等の選挙データ分析や神奈川県内のインタビュー調査を行う。

考察の結果、県議会では女性が二大政党の公認候補となることは依然として非常に少ないこと、女性議員の所属党派で二大政党の割合が増えたのは、政党による女性議員増加の明確な意図や政策の結果ではなく、政党の想定する基準に沿った意欲的な女性の存在の増加が強く関連していることが明らかになった。

1. はじめに¹

女性が政治的意思決定の場に少ないこと、すなわち女性の政治的過少代表性は、世界の多くの国々に見られる政治的な現象である。日本もその例外ではなく、特に国会における女性議員割合は、極めて低い水準にとどまっている（IPUデータ²、内閣府調査など）。しかしながら、諸外国の事例や日本の国会とは異なり、地方議会への女性の進出度は特徴的な傾向を呈している。第一に、地方議会では、比例代表制やクオー

タ制の導入といった抜本的な選挙制度の変更がないにも関わらず、都道府県、市区町村のあらゆるレベルで女性議員比率が増加傾向を示している。この傾向は、いわゆる「平成の大合併」により地方議会の議員定数が大幅に減少した2000年代においても続いており、1999年から2011年にかけて男性の地方議員割合が減少したのとは対照的な動きである³。

ただし、第二の特徴的傾向ともなることだが、地方議会における女性議員割合は自治体レベルによって大きく異なっている⁴。特に、都道府

県議会（以下、県議会）は、選挙区の範囲が重複する東京特別区議会、政令指定都市議会⁵と比べて、女性の進出度が低い状況にある。第三に、地方議会では無所属、共産党の女性議員割合がどの自治体レベルでも高い状況の中で県議会では2000年以降、民主党⁶や自由民主党（以下、自民党）といった国会の二大政党に所属する女性議員が急増している（2014年12月末時点）⁷。

県議会への女性の進出度の低さについては、女性の政治参加にとって不利とされる小選挙区（定数が1の選挙区）の割合が多いこと、最大議員数を擁する自民党がこれまで積極的に女性を候補者として「活用」する努力をしてこなかったことなどがその原因として指摘されている（吉野ほか2001; 岩本2001; 金子2010; 大木2015; 三浦2016）。

県議会議員選挙は、市区や郡部または複数の市町村を単位として選挙区が設定されているにもかかわらず、選挙区における政党の女性候補者の選定過程についての本格的な調査はほとんど行われてこなかった。そこで、本稿は、政党がどのように候補者を選出しているのかという政治的リクルートメントの観点⁸から、近年、国政の二大政党の女性議員が増加する県議会において、選挙区レベルで女性候補者が擁立されているのか、について考察を行う。政党の候補者リクルートメントの基準や手続きは、非公開あるいは明文化されていない場合が多く、政党の外にいる人だけでなく、政党内部のメンバーにとっても不透明な「密室」となっている（岩本2006）⁹。本稿では「密室」となっている政党によるリクルートメントを調査する上で、選挙データから女性議員割合の推移を分析するだけでなく、当事者への聞き取りが不可欠であると考えた。したがって、本稿では、県議会における女性議員の「政党化」について、同議会の全体的な傾向を把握するとともに、市区町村レベルの政党の女性候補者擁立の実態を女性議員や政党関係者への聞き取り調査を通じて考察する。具体的には、第一に、政府機関や民間組織の公表する選挙データを用いて、民主党が地方

議員選挙に本格的に候補者を擁立しはじめた1999年以降の統一地方選挙の議員選挙を整理し、県議会における女性候補者と女性議員の党派別の傾向を分析する。第二に、政党化・多党化の度合いが比較的高い¹⁰神奈川県および県内の自治体議会を対象としたインタビュー調査を通じて、各党派の政党内リクルートメントの過程や女性候補支援策について聞き取った内容を基に、政党の地方組織が女性候補者をどのようにリクルートしているのかについて考察する。特に、県議会よりも市区町村議会への女性の進出が少ないことについて、県と市町村での立候補にどのような違いがあるのか、政党所属のメリット、デメリットは何かについての発言をまとめた上で、民主党、自民党において、女性候補者の擁立がどのように位置づけられるか、に着目してインタビューデータを分析する。

2. 候補者リクルートメントと女性の政治参加—女性の議会進出の阻害／促進要因

「ジェンダーと政治」研究において、選挙制度や政党システムなどの政治的要因、社会・経済的要因、文化的要因、クォータ制導入の有無など様々な観点から、女性の政治的代表性について議論が行われてきた。特に、国際比較研究においては、選挙制度や政党システム、クォータ制といった制度が女性の政治参加や記述的代表性¹¹にどのような影響を及ぼすか、その影響が国や制度によってどのように異なるのか、についての研究が盛んに行われており、近年では女性議員割合が目標の数値に達し、クォータがアファーマティブ・アクション¹²としての機能を果たした後の効果についての議論も行われている（Norris et al. 1995; Norris 1996; Franceschet et al. 2012; Bjarnegård et al. 2011 など）。

それらと比べると日本の「ジェンダーと政治」研究では、女性候補者の属性、立候補の意欲などの候補者個人に関する要因、有権者の差別的な社会規範、男性基準で作られた日本の政治文

化などが主に検討され、政党システムや選挙制度などの制度的要因については、女性に対して排他的であるといった指摘にとどまっており、クォータ制を含めた制度的要因についての本格的な研究ははじまったばかりである（御巫1999; 大海2005; 大山ほか2010; 岩本2006; 三浦ほか2014; 三浦2016など）。

一方、日本の政治学においては、中央政府による地方統制という従来の地方自治に関する見解への批判から、1980年代に地方議会の自律的な政策形成能力に着目した研究が本格的に行われるようになり、政策形成の担い手として地方議員の実態調査が進められた。近年では、都道府県議会の全国的な調査も実施されるようになり、地方議員の男女別データを記載する研究も見られるようになった（村松ほか1986, 曾我ほか2007, 馬渡2010）。しかし、女性地方議員に着目した調査はほとんど行われておらず、特に県議会への女性の参入が極めて遅れていることへの分析は皆無に等しい。

日本の地方議会議員選挙の場合、国会議員選挙と比べると選挙制度の変更が乏しかったため、地方議会への女性の進出に関する制度上の影響について議論は活発化しなかった¹³。投票形式は、選挙区制単記式が全国で画一的に用いられ、政党名簿による比例代表制は実施されていない。さらに、県議会議員選挙は、小選挙区ならびに定数2～5のいわゆる中選挙区が9割以上を占めており、「平成の大合併」で進められた選挙区の減少や区割り変更が行われた2003年以降も小選挙区、中選挙区の構成比に変化はなく¹⁴、全国の選挙区の合計数も微減に留まっている¹⁵。

これまで日本でも選挙制度と女性の政治参加について、小選挙区制が女性に不利であることや市町村合併による県議会議員選挙での定数削減や一人区の増加が女性の立候補に与える影響などについては指摘されてきた（御巫1999; 金子2010など）。しかし、政党の候補者リクルートメントと女性の代表性の関連性に着目した研究は極めて少ない（三浦2016）。

すでに女性の代表性に関する国際比較調査では、小選挙区制よりも比例代表制の方がより女性議員割合が高い傾向にあるものの、同じ制度を取っている複数の国の間で、女性議員割合に差があるような事例や、制度が変更されたにもかかわらず女性議員割合がほとんど変わらない事例があることが指摘されている（Kenny 2012）。また、多くの国において政党が政治的なポストに就く過程において重要なゲートキーパー（門番）であることから、例えば比例代表制やクォータ制の導入といった選挙制度改革が当初の目的通り実施されるか否かについて、政党が重要なアクターとなっていること、そして、政党による候補者選定の過程や仕組みが結果的に女性の議会進出に影響を及ぼしうることにも指摘されている（Kenny 2013; Carroll et al. 2013; Norris 1996; Matland 2005など）。つまり、女性の議会進出度は選挙制度の違いやその変化による影響だけでなく、各制度の中で政党というアクターがどのように女性をリクルートメントするかによっても大きく左右されるのである。

3. 調査方法

本稿は政党が地方議会において女性候補者をどのようにリクルートしているのかを明らかにするため、公表されている選挙データから1999年以降の県議会における女性候補者・議員の所属党派の推移を整理した上で、多党化の度合いが比較的高い神奈川県および県内の自治体を対象としたインタビュー調査を用いて政党の地方組織が女性候補者をどのようにリクルートしているのかについて考察する。

3.1 インタビュー調査の対象者とその属性

候補者選考に関わる政党関係者（役員、職員、元メンバーなど）および女性議員・候補者などの21名（重複を除くと19名）を対象に半構造化インタビューを実施した。対象者の所属党派¹⁶は、神奈川県ネットワーク運動（以下、ネット）4名、無所属5名、自民党2名、民主党3名、

社民党2名、共産党1名、公明党1名、その他の政党3名である。ただし、本稿は、民主党、自民党の二大政党の候補者リクルートメントが女性の政治参加にどのように影響するかを考察するため、両党に所属する調査関係者（G, I, P, Y, Z, a）の6名のインタビューを中心に考察を行う（表1）。いずれの調査対象者も50～60歳代で、Y氏以外は県議会議員選挙での立候補経験を持っている¹⁷。P氏やI氏は政党の地方支部の幹部や役員、政党関連団体の幹部なども歴任しているため地方議員の候補者選考過程について議員・立候補経験者と政党関係者という2つの立場から意見を求めた。対象者は筆者がスノーボール形式、または直接書面や電子メール、電話で直接交渉の上選出した。G氏、I氏、P氏は2009～2010年に実施したインタビュー調査でも聞き取りを行っている。

表1 インタビュー対象者一覧

ID*	所属党派 (インタビュー時)	自治体(立候補した自治体または役員等をしている自治体レベル)	性別
G	無所属	市町村、県	女
I	自民党	県	女
P	自民党	県	男
Y	民主党	政令市	男
Z	民主党	市町村、県	女
a	民主党	市町村、県	女

注：筆者が2009～2010年に実施したインタビュー調査の対象者も含めてIDを割り振った。

3.2 神奈川県概要と選定理由

本調査の対象自治体は神奈川県および同県内の政令市、一般市の計6自治体である。神奈川県は、政令市が3（横浜、川崎、相模原）、中核市が1（横須賀）、特例市が5（小田原、茅ヶ崎、厚木など）、その他の市（一般市）が10、町村が14の計33市町村から構成されている。県庁所在地である横浜市（人口約370万人、437.38km²）は、県の人口の約40%、県の面積の約18%を占める大都市で、県内随一の政治、経済、社会の中心地となっている。人口増加や経済的な発展が目覚ましい一方で、神奈川県は、

米軍基地の重要施設があることから軍事的にも重要な自治体の一つとされている。

神奈川県は、1950年代半ばから始まる高度経済成長期に入ると京浜工業地帯を中心に大きく発展したが（神奈川県県民部県史編集室1983, pp. 861-862）、1970年代のオイルショックの低成長期に入ると、政治、経済、社会のあらゆる分野で転換期を迎えた（久保2006, pp. 51-52）。特に、政治面では1960～70年代に革新系の首長が相次いで誕生したことで¹⁸、全国でも革新自治体として位置づけられるようになり、オイルショック以降の低成長期に「高度成長期の圧力団体政治から脱工業社会＝知識・情報社会型政治への転換」（久保2006, p. 51）が強く迫られることになった。

社会面では、高度成長期後、画一的な福祉からきめ細やかな地域福祉への転換が課題となり、市民運動も抗議・要求型から参加・提案型へとシフトした。争点も公害、環境問題から福祉、医療、教育、女性、障害者問題、在日アメリカ軍の基地問題などへ多様化した（久保2006, pp. 51-52）。久保（2006, p. 52）は、これらの神奈川県の多様な問題はそのまま日本の問題であり、日本の課題が神奈川に凝縮して現れていたと断言する。

神奈川県は、自治体の構成や都市度の高さなどを考えると典型的な日本の自治体とは言い難い。しかし、上記に示した神奈川県の抱える諸問題は、戦後、高度経済成長期からその後の低成長期にかけて日本社会が直面した重要な問題と重なるものであり、しかもそれらの問題が比較的早い段階で顕在化したという点で先駆的な自治体と捉えることができる。

さらに、神奈川県は女性の議会進出においても先駆的な事例として指摘することができる。神奈川県で市民運動、住民運動が活発であることと同県における女性の議会進出度の高さは決して無縁ではないからである。第一に、神奈川県や横浜市は専業主婦の割合が全国でも上位にあり、同県の三世代同居率は低い¹⁹ことから、子育て期の直後に介護負担が生じなければ地域

活動等に時間を割きやすい既婚女性が比較的多かったことが予想される。つまり、時間的に市民運動や住民運動に参加し得る人材が県内に多く存在していた可能性が高い。実際に、基地問題や環境問題などについて地元住民の主婦層を中心とした市民運動、住民運動が盛んであり、その中から女性の自治体議会議員が誕生している。第二に、革新系首長の自治体では、議会内での革新系の勢力を拡大するために女性が自治体議会議員に立候補を打診される場合が少なくない（笹倉ほか1990, pp. 121-122）。つまり、神奈川県では女性が議会へ進出するためのルートが、革新系首長が誕生した後の1980年代にはすでに開かれていたと考えられる。

最後に、党派ごとの女性議員割合の特徴を見る²⁰と、神奈川県は、都道府県別の女性地方議員割合の高さは東京都に次ぐ全国2位で、党派別では無所属、共産党、公明党、ネットの女性議員割合が高くなっている。ただし、全国の数値と比べると、神奈川県は共産党、無所属の女性議員割合が相対的に低く、ネットや民主党の女性議員割合が相対的に高い。女性議員の構成比を見ると、神奈川県の場合、民主党、公明党、自民党は一貫して増加傾向を示しているのに対して、共産党の女性議員割合は1999年をピーク（25.9%）に、ネットの同割合は1995年をピーク（28.4%）にそれぞれ減少傾向となっている。特に、ネットの女性議員割合は2015年に9.1%と10%を下回る値にまで減少している。これらの傾向は自民党を除き、全国の数値の傾向と符合する。神奈川県は自民党の女性議員割合の推移を見ると、2003年まではほぼ横ばい状態であったが、2007年以降は増加に転じている。これは全国の自民党の女性議員割合の推移と一致するが、2007年から2015年にかけて神奈川県は自民党の女性議員割合の伸び率は全国の自民党の女性議員割合の伸び率よりも大きい。自民党の女性議員はその絶対数は少ないものの、自民党全体の議員数が減少していることを踏まえると、自民党内で女性議員の存在が相対的に高まっていることが推測される。

以上をまとめると、神奈川県は自治体議会では、無所属、共産党、公明党、ネットの女性議員数が一定程度いるものの、民主党の女性議員割合の高さや自民党内の女性議員の存在が高まっている。このことから近年の県議会において民主党、自民党の女性議員数が急速に増加していることの要因や背景を考察する上で神奈川県は適切な事例であると考えられる。

4. 地方議会における政党の女性候補者配置と女性候補者リクルートメント

4.1 県議会における女性の議会進出

一 二大政党の躍進

(1) 女性議員の所属党派

日本の地方議会における女性の参加は、自治体レベルによって女性の進出度が異なるだけでなく、女性議員の所属党派も、自治体レベルで顕著な特徴が見られる。

市区町村議会では無所属、共産党、公明党の女性議員が圧倒的多数を占めているのに対し、県議会では無所属、共産党に加えて、民主党、自民党も女性議員割合を増加させている（市川房枝記念会女性と政治センター 2011b; 同2015）。

市川房枝記念会女性と政治センターの調査によれば、市区議会、町村議会ともに女性地方議員割合が常に20%を超えている党派は、無所属、共産党である。次に女性の所属党派として多いのは、公明党である（2015年の市区議会、町村議会ですべてそれぞれ24.9%、18.4%）。その他の国政政党や諸派、都市部を中心に展開する生活者ネットワーク（図1では各地の生活者ネットワークを総称してネットと表記する）などは、市区議会、町村議会ですべて10%未満で推移している。

これに対し、県議会での党派別女性議員割合の推移（図1）を見ると、社民党（旧社会党）はいわゆる「マドンナ旋風」（1989年の参院選）の影響もあり、1991年、1995年の選挙で多数の女性議員を輩出していたが、社民党結成後の1999年以降の選挙では低迷している。また、無所属、共産党の女性議員割合が高いことは市区

町村議会と共通しているものの、2003年以降、民主党および自民党の女性議員割合の増加が顕著であることがわかる。民主党は、特に2003年から2011年にかけて県議会の女性議員の割

合が大幅に上昇し、2015年には減少したものの党派別で第2位（19.7%）になっている。自民党も、近年は女性議員割合が増加し続けており、2015年には17.0%となっている。

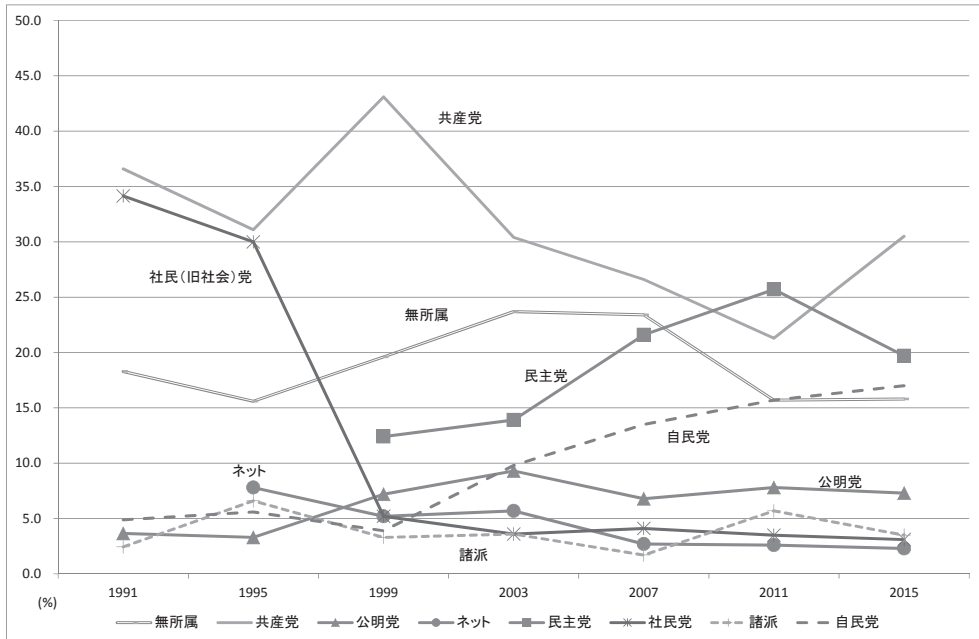


図1 都道府県議会における党派別^(注) 女性議員割合の推移 (1991～2015年)

出典：市川房枝記念会（1991）、同（1996）、同（1999）、同（2003）、同（2008）、同（2011b）、同（2015）を基に筆者作成。

注：立候補届け出時の党派。社民党には旧社会党（1995年まで）のデータを用い、諸派には民社党、新進党、さきがけ、大阪維新の会（2011年）、各地の地域政党などをまとめた。自由党、新社会党、たちあがれ日本、国民新党、新党日本、新党大地は除いた。みんなの党は2.2%（2011年）、維新の党は0.2%（2015年）だった。

(2) 女性候補者の所属党派

続いて、統一地方選挙における道府県議会の党派別女性候補者割合を見ると（表2）、民主党、自民党の女性候補者が増加している。

女性候補者割合が多い党派は、共産党、無所属、2007年以降の民主党、そして2015年の自民党である。共産党は、党全体の候補者のうち女性は約4割と高い比率を保っており、2011年を除けば女性候補者を最も多く輩出している。民主党は、1999年から2011年にかけて、女性候補者数、党全体の候補者に占める女性割合が増加し続けている。全候補者に占める党派別の比率を

見ると、民主党の割合は6.3%（1999年）から16.5%（2011年）へと急増していることから、民主党は党勢を拡大していく中で、女性候補者を積極的に擁立している。また、2015年の選挙で民主党は、2011年よりも候補者数を絞り込んだにもかかわらず²¹、党の候補者に占める女性割合は増加させている。このことは、民主党内で女性候補者の存在が相対的に高まっていることを示しているだけでなく、野党転落後に党の人氣が低迷していた当時の民主党において女性候補者の擁立が党勢の維持につながっていたと指摘することができる。

表2 道府県議会における党派別^(注1)の女性候補者の推移(1999～2015年)^(注2)

選挙年		自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	諸派	無所属	合計
1999	党派別女性候補者数	9	23	11	172	11	24	73	323
	各党派の候補者に占める女性割合	0.6%	9.1%	6.5%	36.8%	8.5%	10.1%	4.3%	8.0%
	全候補者に占める党派別の割合	36.8%	6.3%	4.2%	5.7%	3.5%	3.0%	26.2%	(候補者合計4013)
2003	党派別女性候補者数	18	30	17	152	11	40	112	383
	各党派の候補者に占める女性割合	1.2%	11.4%	9.6%	39.4%	10.6%	42.6%	8.7%	9.9%
	全候補者に占める党派別の割合	38.8%	6.8%	4.6%	10.0%	2.7%	2.4%	33.5%	(候補者合計3854)
2007	党派別女性候補者数	32	53	12	131	11	23	104	367
	各党派の候補者に占める女性割合	2.2%	11.1%	6.6%	42.3%	14.9%	32.4%	8.7%	9.7%
	全候補者に占める党派別の割合	38.8%	12.6%	4.8%	8.2%	2.0%	1.9%	31.6%	(候補者合計3773)
2011	党派別女性候補者数	30	76	14	92	6	29	86	347
	各党派の候補者に占める女性割合	2.4%	13.3%	8.1%	40.9%	13.3%	18.1%	9.2%	10.0%
	全候補者に占める党派別の割合	36.0%	16.5%	5.0%	6.5%	1.3%	4.6%	27.0%	(候補者合計3457)
2015	党派別女性候補者数	48	58	15	128	6	19	94	379
	各党派の候補者に占める女性割合	3.6%	16.8%	8.9%	46.5%	16.2%	16.8%	10.3%	11.6%
	全候補者に占める党派別の割合	40.3%	10.5%	5.2%	8.4%	1.1%	3.8%	27.9%	(候補者合計3273)

出典：自治省行政局選挙部(2000)、総務省行政局選挙部(2004)、同(2008)、同(2012)、朝日新聞2015年4月4日朝刊より筆者作成。

注1：党派の分類は自治省、総務省の分類に従う。ただし、みんなの党、新進党、自由党、さきがけ、保守新党、新党大地などは除いた。

注2：2011年以降の統一地方選挙では41道府県議会のみで実施。

自民党も、民主党と同様に、女性候補者数、党派別の女性候補者割合、党候補者に占める女性割合を増加させており、1999年と比べて2015年には同党の女性候補者数は5倍以上となった。ただし、党候補者に占める女性割合が依然として5%以下であることから、同党では道府県議会議員候補として女性が選出されることが極めて稀であることが推測される。

4.2 候補者リクルートメント過程

次に、神奈川県内で実施したインタビュー調査の結果を用いて県議会において民主党、自民党の女性議員が増えた要因や背景について発言をまとめ考察する。具体的には、両党が女性候補者を積極的に擁立する方針や意図があった上で、女性候補者を増やしたのか、それとも女性候補者が政党の公認を求めたものなのか、に関する発言を見ていく。補足として、筆者が2009～2010年に実施したインタビュー調査のデータも使用する。なお、インタビュー調査で取り上げる発言の引用ならびにその解釈についての責任はすべて筆者にあることをここに明記する。

(1) 政党側のリクルートメント過程

政党による県議会議員選挙の候補者リクルートメントの基本的なプロセスは、いずれの政党も「選挙区の支部で候補者を推薦²²・指名し、県連²³が承認または党本部に申請して、最終的に党本部が公認する」であり²⁴、政党所属の調査協力者によれば「選挙区レベルの組織で具体的な人選、検討がある。県連や党本部で覆るということは基本的にない」という。選考時期は、自治体議会のレベルで異なっており、県議会や政令指定都市議会(以下、政令市議会)の議員選挙は、選挙期間の約1年から1年半ぐらい前から選考を本格化させることが多く、一般市や町村の議員選挙の場合はそれよりも遅い時期に公認候補が決定する場合が多い(G氏、I氏、P氏)。

政党の中央部と地域組織との関係で、候補者選考過程を見ていくと、一般市議会や町村議会の議員選挙の候補者の選考は、選挙区支部が主体的に行い、それぞれの支部がリストアップした候補者を県連が承認し、党本部で正式に公認または推薦の候補者²⁵として認定する形式が多い。一方、政令市議会や県議会の議員選挙の候補者選考および調整も、具体的な人選は選挙区支部で行われているが、最終的な調整は県連が

行い、党本部で承認、公認の認定をする形式が一般的である。

選挙区支部での推薦は、地元選出の国会議員を中心にした主要メンバーが協議して行い、選挙区支部の党員の「合意」によって候補者候補が推挙されるが、その具体的な基準は設定されていない。候補者選考に関する会議は自民党、民主党とも県連に正式な候補者委員会を設置するが多いが、選挙区支部では一部の議員や党員で非公式に行われたり現職候補の場合は特定の手続きをとらずに県連に推挙したりする場合はほとんどであった。特に現職議員が同じ選挙区で立候補する場合は細かい手続きは省略されることが多い（I氏、G氏）。

県連の選考委員会のメンバーの具体的な男女比については聞くことができなかったが、現職の議員（国会、地方議会）や県連の事務局長、主に党内の女性メンバーで構成される女性部局²⁶の代表者などで構成されている。

公募については自民党、民主党と大きく異なる。広範囲で地方組織を持つ自民党も自治体議会議員選挙では原則、公募を実施していない。しかし、近年、候補者の調整がつかない選挙区については、公募を実施する例もある（P氏）²⁷。P氏はあくまでも例外的な措置として過去の事例を説明していたが、P氏の挙げた選挙区以外にも公募を実施した支部もあり²⁸、現職議員の不在や候補者調整が困難な場合の措置として、公募を実施することが定着しつつあると推測される。民主党は最大の支持団体（連合）による候補者推薦を除き、公募で候補者を募集することが多く、実際に民主党のインタビュー対象者（男女）は公募で選ばれた経験を持っている。ただし、自民党、民主党の公募で選ばれた候補者の場合、事前に地元選挙区の国会議員や党幹部と接触している場合がほとんどであり、選挙区レベルで政党関係者との直接的な関係を築いているのかどうか、は依然として公認候補になるための重要な条件となっている。

最後に、公認候補の人数の調整については現職議員を中心に行われる。P氏は、公認候補の

調整について「（県議会議員選挙の大選挙区制や市町村議会議員選挙では）国会議員選挙と違って（定数が大きいから）何人も立候補できるので、党として何人公認にするか、という議論はある」として、例として定数5以上の選挙区について言及している。その選挙区では、党の公認候補を2人にするか、3人にするか、と話し合い、最終的に現職2人と新人候補の3人を擁立したが、「（公認を増やして）結果的に選挙で共倒れになってしまうのではないかと」直前まで議論していたという²⁹。また、同じ党のI氏も、市議選に党からもう一人出すという時に、誰を出すかで話し合いが長引いた経験があったと発言している。

一方、民主党の関係者は、女性候補者の擁立に関して選挙区定数に言及しながら、党本部の方針と候補者選考の現場と衝突があったことをより鮮明な形で説明している。政令市議選のケースであるが、Y氏は「一応、党本部で、例えば、9人区であれば3人擁立するべきだという基準は決まっている」が、党公認の候補者が2名の場合、全員当選は確実だが、党公認の候補者が3人だと厳しいという時は、「現職としてはやはり3人は擁立したくない。（途中省略）地方議員のわがままを優先するのか、党の方針を優先するのか、というのは支部の人たちの判断によると述べる。

また、かつて小沢一郎氏（当時代表）が民主党本部で「候補者を3人擁立する時に、なるべくそのうち1人は女性にする」といった方針を立てた頃について振り返ってもらった際に、Y氏は、現職候補との意見調整が優先されたことを指摘した。例えば、Y氏の選挙区ではすでに女性の現職議員がおり、公認候補の人数を現状維持の2人にするか、3人に増やすか、そしてその3人目を女性候補にするのかは微妙な問題になり、その女性議員にとっては「（党公認の議員として）2人目に自分になって、さらに3人目の候補者を擁立することを考えた際に、『男性を入れてほしい』、との思いがあったという。Y氏はその背景として「やはり（党公認の候補に女性1人だと）女性ということでの差別化ができ

るところがあるので」と説明する。これらの発言を踏まえると、当時の民主党において女性候補者の擁立に関する党本部の方針が選挙区レベルで十分に実施されていなかったことが推測される。

(2) 候補者選考側の議員像

選挙区レベルで女性候補者を選考する側の「議員像」, 「女性観」などが女性の政治参加に影響していることが考えられる。候補者選考に直接関わったことがある自民党のP氏は理想とする議員像について「女性は男性と比べて、政治という仕事でやっていくためのバックボーンがない。結婚したら家事、子育てもしなければならぬだろうし。政治というのは、時間をかけようと思えばいくらでもかけられるし、きりが無い。(途中省略) そういったやる気のある議員を求めている。それに見合う人だったら、男性でも女性でも関係ない。ただ、手を上げる女性が少ないというのが現実。各支部から(女性を推す声は)上がってこない」と述べている。

P氏の発言によれば、議員に求められるのは、政治活動にいくらでも時間をかけられ、家事や育児などの家庭内の役割を担う必要のないことを指すと考えられる。P氏は別の発言の中で自身の議員経験も含めて、「自分は、妻の支えがあって議員の職に専念できている。だから、男性が専業主夫になって、家を守って子育てもやって、議員である妻を支えることが増えれば女性議員も増えるかもしれない」とも発言しており、ここでの「議員」とは性別役割分業で言うところの男性役割であると解釈することができる。

家事・育児、そして介護について女性により多くの負担が偏っている現在の日本において³⁰、女性が議員になることは極めて困難であり、男性議員が現在、享受しているような十分なサポートなしには女性は議員にはなれないことが容易に推測できる。自民党の女性候補者および当選者の増加は、あくまでも男性並みの意欲ある女性が自ら名乗り出た、または政党がそのよ

うな女性を公認候補として認めた結果であり、党の候補者戦略として女性を活用することすらほとんど考えられていないことが推測される。

(3) 所属党派の選択について

政党所属のメリット、デメリットに関して、女性の調査対象者の発言を見ていく。まず、民主党公認候補として立候補経験のあるZ氏、a氏の発言を見る。市町村議、県議の両方の経験を持ち、無所属としての立候補経験もあるZ氏は、民主党に所属することになった経緯として、「県議選という規模の大きい選挙では無所属は厳しい、市議選と比べてかなりの得票数を得ないと当選できないと思い、後援会の人と相談して、政党に所属することに決めた。ちょうど、民主党の方でも公認の候補者を探している時だった」、「無所属で立候補したときは、連合の推薦はなかったし、バック(支持組織)が全くない中での選挙だったので、票が読めず、厳しい戦いだった(補足は筆者による)」と説明する。

国政政党に所属することのメリットとして、Z氏は、市議選の経験から、県議選での当選するために必要な票数が非常に多く³¹、無所属での当選が難しいことに言及した上で、それを克服するために民主党に所属することを選択したと指摘する。その具体的なメリットとして、Z氏は、金銭的なサポート³²および地元の労働組合などの組織的なサポート³³が得られることを挙げている。

また、同じく民主党所属で市議、県議の両方で立候補経験があるa氏も政党所属のメリットについて言及しており、「他の団体からも立候補しないかと声がかかったが、当時、民主党が上り調子だったこと、議員になってからの活動のことを考えて民主党に決めた」とし、選挙の当落に加えて、当選後の議員活動も党派選択の判断材料になったと発言している³⁴。

一方、政党所属のデメリットについて、Z氏は「政策に関しては党の制約がある」ことや「政策協定を結ぶ」ことを挙げ、これに続けて「政策は近いけれども、すべての政策について党とまっ

たく同じということではないので、プラス面でもあり、マイナス面」とも述べており、党議拘束に対する強い不満や否定の態度を示しているわけではない。ただし、Z氏は党内の女性同士の話し合いの中で、男女平等やクォータ制の導入といった女性政策ではまともきれないことも指摘しており、政党に所属することによって女性政策が推進されるかどうかについては、どちらかと言えば否定的な意見を持っていると解釈できる。

なお、2011年の統一地方選挙における民主党への逆風については、G氏が「(選挙区の) 隅々まで行き渡った後援会組織をもつ候補者と戦うと、『風』が吹かないとなかなか難しいな、と思った。当時、『〇〇党で出ればよかったのに』って言う人もいたぐらい」と発言していたのに対し、Z氏やa氏からは、同様の発言はなかった。

以上のことから、県議選に立候補する女性にとって政党に所属することは、いわゆる選挙時の「風」に影響を受ける可能性があるものの、立候補のためのハードルをクリアし、当選の可能性を高める点に加えて、当選後の議員活動を見据えた点で、メリットとしての側面が強い。その一方で、女性議員を増やす、すなわち女性の政治的代表的性を高める上では、党議拘束や党内の女性同士の考えの不一致などの問題が残っていると指摘することができる。

(4) 女性候補者への支援策とその評価

最後に、民主党、自民党の女性候補者の支援策について見ていく。Y氏によれば、民主党は、女性候補者を対象とした候補者支援制度がある。例えば、WS基金（「種と水」）は、女性新人候補を対象に、国政選挙で200万円、県議選で30万円、政令市議選で20万円、市区町村議選で10万円をそれぞれ支給する制度であり³⁵、他の党には見られない独自の政策となっている。しかし、女性議員の評価は大きく異なる。Z氏は、党の金銭的、人的サポートについて一定の評価をしながらも、当時の党全体の取り組みとしては、「民主党はクォータ制も導入していないし、もともと女性を増やそうとしていたわけ

ではない」と発言している。またa氏も「全国的に『女性をもっと増やそう』という動きはあったと思うが、民主党で女性を増やす具体的な戦略があったわけではないと思う」と指摘している。これは、民主党の女性議員にとって党本部主導の支援制度が、個人的な恩恵に留まり、女性議員増加のための具体的な戦略にはなっていないと評価されていると推測される。

一方、自民党のI氏は「(自民党本部の幹部に女性が登用されたことについて) 女性登用も首相が少し行っている。国がそうやってくれば、地方もだんだんそうなってくると期待できる」と発言し、党による女性の積極的な登用への期待を明言している。I氏自身、党の地方支部内で要職を務めた経験を持つことから、党本部の「女性活用」のスローガンに期待しているものと解釈できる。一方、P氏は「国づくりのために女性が必要だ」という周囲の声は認めながらも、「自分はそういうことではないのではないかと思う」との発言や、『『俺たちが自民党だ』というローカルパーティとしてのプライド』を持っていることを示す発言をしており、前述の議員像に関する発言を合わせて考えると、P氏は党本部の「女性活用」のスローガンにはむしろ懐疑的であると解釈することができる。

5. おわりに

本稿は、地方議会における女性議員の政党化が進む中で、政党による候補者リクルートメントが地方議会への女性の政治参加にどのように関わっているのかについて、都道府県議会議員選挙の党派別の傾向と神奈川県内でのインタビュー調査をもとに考察してきた。結論から言えば、県議会において民主党や自民党で女性議員が増えたのは、各地域の政党支部が女性候補者を意識的に擁立したからではなく、党内に「女性を増やそう」という漠然とした雰囲気がある中で、当選をより確実なものとしていたい女性候補者の存在があったからにすぎない。

民主党の場合、女性候補者の支援は制度化さ

れ、女性候補者からの一定の評価を得ているものの、それと同時に男性の現職議員を中心とした候補者選考において新たに女性候補を増やすことに対する抵抗の動きが浮かび上がってきた。一方、自民党関係者の「議員像」、党派選択の発言から、同党の女性候補者・当選者の増加は、男性並みの意欲的な女性が党公認の候補者として認められ、そういった女性が増えはじめたことが背景にあると推測される。しかし、党本部での女性幹部の登用といった動きがただちに地域の有力者が集まる県連や選挙区支部の候補者選考過程でも起こる可能性は、現時点では非常に低いと考えられる。

また、選挙区の規模から女性の議会進出と政党との関係を捉え直してみると、女性にとって政党公認を得ることはメリットになりうる。市町村議会では大選挙区制単記制（1人の有権者が候補者1人のみを選ぶ投票システム）の選挙制度が採られているため、少ない得票数（例えば人口10人の自治体で約1%、1,500票程度）でも当選でき（砂原2015, p. 19）、組織票を持たない無所属の女性候補者でも十分に当選の可能性がある。これに対し、県議会議員選挙では同じ市町村で選挙が行われるにしても定数1または2～5の中選挙区が圧倒的に多いことから、Z氏の自治体のように県議選で当選するには市議選の得票数よりも何倍もの得票数が必要であり、組織票の有無が選挙結果にも大きく影響する。既存の利益団体とのつながりが持ちにくい女性候補者にとって、政党の公認は自らの知名度を高め、政党の関連団体の組織票を得る可能性をもたらす。つまり、県議選において女性が政党公認で立候補することは不利な状況を乗り越えるための一つの方策になりうる。ただし、Z氏の発言にも見られたが、政党の公認は党則や党派の考えに従うことも意味しており、例えば、当選後政党の方針と自らの考えが一致しないことや超党派での女性議員同士の連携が難しくなるといったように、議員活動をする上で政党公認がマイナスに作用する可能性も完全には否定できないだろう。

本稿は、神奈川県という首都圏の自治体における限られた調査対象者からの発言をもとに考察を行ったものであり、ただちに地方議会における女性の政治参加と政党との関係に関して一般化できるものとは言えない。ただし、本稿の限られたデータと考察から言えることは、女性議員の進出度が高い自治体であっても、選挙区支部での候補者選考過程において男性を前提としたジェンダー化された「議員像」が存在し、そのことにより党本部における女性候補者擁立や女性登用の促進に関する政策が選挙区レベルにまで浸透しないことの要因となっていることである。

本稿では、民主、自民以外の政党の候補者リクルートメントについては紙面の関係上、割愛したが、4.1の選挙データから、市町村議会では女性議員の所属党派として上位に位置する共産党や公明党が県議会では女性候補者・当選者割合では必ずしも上位でなかったり、選挙によって県議会議員の女性割合が大きく変動していたりする傾向が見られた。日本の地方議会における女性の進出の遅れは、女性候補者擁立に対する政党ごとの姿勢の違いだけでなく、自治体レベルごとの候補者リクルートメントの違いも踏まえた分析・考察が今後不可欠であろう。今後は各政党の候補者リクルートメントのインタビューデータを分析し、候補者リクルートメントに関する政党内組織（例えば、選挙対策本部）の中央地方関係や組織ごとの原理の解明、女性の議会進出度の低い地域との比較などに取り組み、さらなる考察の深化を目指したい。

注

- 1 本稿は、日本学術振興会科研費若手B(26870196)「地方における女性の政治的代表性—神奈川県を事例として」(平成26～28年度、代表者 大木直子)、同(24730110)「地方自治体における女性の政治参加の研究」(平成24～25年度、代表者 大木直子)の成果の一部を用いている。
- 2 IPU(列国議会同盟)の国会(下院または一院制の議会)の女性比率の国別データ(2016年4月1日時

- 点)を見ると, 191か国の国会の女性議員割合は22.7%, 一院制の議会または下院での女性議員割合は22.8%, 上院での女性議員割合は22.0%. 日本の衆議院(下院)の女性議員割合は9.5%(2014年12月時点)で, 日本の順位は191カ国中157位である. これは先進国だけでなく, 女性参政権が認められていない中東地域の国を除けばアジアでも最低の水準である.
- 3 市川房枝記念会女性と政治センター(2011, p. 10)によれば, 1999年から2011年にかけて, 市町村数, 市町村議会の定数が半減した中で, 女性議員数は2.8%増加し, 同割合も5.4%増加した. 一方, 男性議員数は49.0%減少し, 同割合も5.3%減少した.
 - 4 総務省(2015), 内閣府(2015)によれば, 2014年12月末時点の地方議会における女性議員割合は都道府県議会(以下, 県議会)で8.9%, 政令指定都市議会(以下, 政令市議会)で16.6%, 東京特別区議会で26.2%, 一般市議会で13.2%, 町村議会で8.9%, 地方議会全体で12%となっている.
 - 5 県議会議員選挙は原則, 市区や郡部を選挙区の単位とするため, 行政としての区を選挙単位とする東京特別区議選や政令市議選と選挙区が重複している.
 - 6 2016年3月より民主党は「民進党」となったが, 本稿では1999年から2015年までの選挙結果とインタビュー調査を考察の範囲としているため, 「民主党」を用いる.
 - 7 2014年12月末時点の県議会の党派別女性議員割合は, 共産党24.9%, 民主党21.0%, 自民党15.9%, 無所属14.2%, 公明党7.7%となっており, 民主党, 自民党の数値が無所属の数値を上回っている(総務省2015).
 - 8 吉野(2006, p. 71)は, 政治的リクルートメントを, どのような人々がどのような動機と意思をもって, どのような過程と手続きを経て, 議員, 大臣などの政治的地位に辿りつくのかといった一連の過程と定義し, その中心的な担い手は政党であると指摘している. 日本では「地方政治は国政とは関係ない」という言説が依然として根強いが, 90年代前半の選挙制度改革および90年代末以降の「平成の大合併」や地方分権一括法(2000年施行)に代表される地方分権改革の進行により, 政党組織の中央地方関係の再編が起り, 小選挙区制の導入によりいわゆる都道府県連が候補者の調整や候補者公募の実施などで従来よりも選挙への関与の度合いが増したといったケースも出てきている(建林2013).
 - 9 2016年7月の東京都知事選で当選した小池百合子氏は自民党東京都連の公認候補者選びについて「都連はブラックボックスのようだ」と表現した.(朝日新聞デジタル <http://ur2.link/xGax> 2016年7月10日閲覧)
 - 10 曾我(2011)によれば神奈川県議会の政党数は全国でも高く, 平均で3を超えている.
 - 11 Franceschet et al.(2012)によれば, 政治的代表性は記述的代表性(実際に女性が議会に何%いるのか, そしてどのような女性が議員として選ばれたか), 実質的代表性(女性が変化をもたらしたか), 象徴的代表性(議会での女性の存在が有権者にどのような効果をもたらすか)の3つがある.
 - 12 差別を是正するための一時的な積極的改善措置のことで, ヨーロッパ諸国ではポジティブ・アクションと呼ばれている(井上ほか2004, pp. 11-12).
 - 13 国政での女性進出への選挙制度の影響力に関する顕著な例として, 第二次世界大戦直後の第22回衆議院総選挙(1946年)での制限連記制(1人2票投票), 衆議院議員総選挙(1996年以降), 参議院議員通常選挙(1983年以降)での比例代表制が挙げられる(大海2005; 大木2010).
 - 14 筆者の調べによれば, 2003年以降の県議会議員選挙の全選挙区(1,000前後)において, 小選挙区が約40%, 定数2~5の選挙区が約50%を占めている.
 - 15 平成の大合併により市区町村数は3,252(1999年)から1,747(2011年)へと約半減した(市川房枝記念会2011b)のに対し, 県議会の選挙区の数(筆者調べ, 2002年から2011年までの選挙データ)は1,130(2003年)から998(2011年)へと10%程度の減少率に留まっている.
 - 16 党派名はすべてインタビュー時のもの. 複数回当選をしている調査対象者の中で, 所属党派が複数ある場合については, 所属党派ごとに発言内容を分けて記録した. 基本的な調査項目は「(1)ご自身の立候補に関して」, 「(2)政党・党派での候補者選定方法・過程について」, 「(3)政党・党派による『女性』候補者の選定について(『女性であること』の利点・問題点, 党が求める「候補者像」など)」, 「(4)選挙制度, 政党制, 選挙に関する法について」, 「(5)女性の政治的過少代表性について」, 「(6)その他」である. なお, 調査期間中に2012年12月衆院選, 2013年7月の都議選と参院選, 2014年12月衆院選が実施されたため, 与野党の立場や第三勢力に関する質問は適宜, 変更を加えている.
 - 17 現職議員や直近の選挙で立候補した調査対象者については年齢や選挙区名は記さない.
 - 18 長洲一二・元神奈川県知事(1975~1995年), 飛

- 鳥田一雄・元横浜市長（1963～1978年）、葉山峻・元藤沢市長（1972～1996年）など。
- 19 『かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）』（<http://ur2.link/xGaE> 2016年7月3日閲覧）、平成7（1995）年国勢調査「親子の同居等に関する特別集計結果」（<http://ur2.link/xGaI> 2016年7月3日閲覧）。
- 20 市川房枝記念会（1991；1996；1999；2003；2008）、市川房枝記念会女性と政治センター（2011b；2015）。
- 21 民主党は、共倒れを避けるなどの理由から、公認候補者数を絞り込む戦略を取り、候補者数を2011年の571人から345人とした（朝日新聞2015年4月4日朝刊，同2015年4月13日朝刊，同2015年4月13日夕刊）。
- 22 自治会などの政党の組織とは異なる地域組織から候補者候補を推薦するいわゆる「地区推薦」，「地域推薦」なども含まれる。
- 23 元来は，自民党の地方組織の最大単位で，郡市区町村単位に設けられた支部の上部に位置する都道府県単位の支部連合会の略称であったが，現在は，民主党も都道府県単位の組織に同様の名称を用いている（内田2005=1999，p. 45）。本稿では，国政政党の都道府県単位の組織として，「県連」を用いる。
- 24 候補者リクルートメント過程はかつての衆議院の中選挙区制選挙において，集票マシンとして市町村議会議員，県議会議員，国会議員が階層化・系列化されていたこと（福岡1985）とも一致する。
- 25 公職選挙法に「公認」，「推薦」の判断基準や「公認」という言葉は記載されていない。
- 26 自民党は女性局，民主党は男女共同参画推進本部（当時）。
- 27 P氏は「公募をしなくてもいい人材を見つけられるのが一番よい」が，ある支部が再選を断念した現職議員の後に新しい候補者を見つけられなかったことがあり，急遽2011年の選挙で公募を実施し，県連青年部出身の20代後半の男性が立候補したと述べている。
- 28 川崎市麻生区の候補者募集（2014年9月4日まで実施）。（<http://ur2.link/xG9Q> 2016年7月10日閲覧）。衆議院議員小選挙区神奈川第4選挙区（横浜市栄区，鎌倉市，逗子市，葉山町）での支部長の募集（<http://ur2.link/xGa4> 2016年7月10日閲覧）。
- 29 実際に当選したのは2人のみであった（<http://go2senkyo.com/> 2011年8月19日閲覧。ただし，現在は会員のみアクセス可能）
- 30 内閣府の推計によると，子育てと家族の介護に同時に直面するダブルケアをする人は全国で女性168万人，男性8.5万人と報告されている（朝日新聞2016年4月29日朝刊）。
- 31 Z氏の自治体では，県議選の最下位の当選者の得票数は市議選での同得票数の7倍以上であった（<http://go2senkyo.com/> 2015年1月1日閲覧）。
- 32 「公認料100万円（国会議員は金額がもっと多い）をもらった。そんなに高い金額ではないが，選挙にはお金がかかるので，ありがたかった。人によって違うが，選挙にかかった費用が500万円ぐらいだったので，うれしく頂戴した」（Z氏）。
- 33 「連合，様々な団体から推薦を得ることができた。連合関係の組合，以前から付き合いがあった病院などの推薦をもらった」（Z氏）。
- 34 I氏も当選後の議員活動における政党所属のメリットとして「（自民党に所属を変えることを決めた際に）大きな会派に入ることのメリットとして政策実現のことを意識していた」（2009～2010年調査）と発言している。
- 35 神本美恵子（民主党子ども・男女共同参画調査会会長）の発言から（市川房枝記念会2011a）

参考文献

- Bjarnegård, Elin and Par Zetterberg (2011) "Removing Quotas, Maintaining Representation: Overcoming Gender Inequalities in Political Party Recruitment." *Representation*. 47(2) 187-199.
- Carroll, Susan J. and Kira Sambonmatsu (2013) *More Women Can Run: Gender and Pathways to the State Legislatures*. Oxford University Press.
- Franceschet, Susan, Mona Lena Krook and Jennifer F. Piscopo (2012) *The Impact of Gender Quotas*. Oxford University Press.
- 福岡政行 『日本の政治風土—新潟三区にみる日本政治の原型』(学陽書房, 1985)
- 市川房枝記念会女性と政治センター 『女性参政資料 2015年版 全地方議会女性議員の現状』(市川房枝記念会女性と政治センター出版部, 2015)
- _____ 「各党の女性候補者対策（2011年4月統一地方選挙に向けて）」『女性展望』2011年3月号（2011a）5-9
- _____ 『女性参政資料集 2011年版 全地方議会女性議員の現状』（市川房枝記念会出版部, 2011b）
- 市川房枝記念会 『女性参政資料集 2007版』（市川房枝記念会出版部, 2008）
- _____ 『女性参政資料 2003年版 全地方議会女性議員の現状』（市川房枝記念会, 2003）

- _____『女性参政資料 1999年版 全地方議会女性議員の現状』（市川房枝記念会, 1999）
- _____『女性参政資料 1995年版 全地方議会女性議員の現状』（市川房枝記念会, 1996）
- _____『女性参政資料 1991年版 全地方議会女性議員の現状』（市川房枝記念会, 1991）
- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代『岩波女性学事典』（岩波書店, 2004）
- 岩本美砂子「1999年統一地方選挙における女性の躍進—無党派を中心に」『政策科学』8(3)(2001)21-38
- _____「自治体におけるジェンダー問題を考える—議員と首長の性別を中心に」『都市問題』97-1(2006)4-8
- 自治省自治行政局選挙部『平成11年4月執行 地方選挙結果調』（自治省, 2000）
- 神奈川県県民部県史編集室『神奈川県史 各論1 政治・行政』（財）神奈川県弘済会, 1983）
- 金子優子「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのか—山形県内の地方議会についての—考察—」, 『年報政治学』2010-II（木鐸社, 2010）151-173
- Kenny, Meryl. (2013) *Gender and Political Recruitment: Theorizing Institutional Change*, Palgrave Macmillan
- 久保孝雄『知事と補佐官—長洲神奈川県政の20年』（敬文堂, 2006）
- Matland, Richard E. (2005) "Enhancing Women's Political Participation: Legislative Recruitment and Electoral Systems" in Ballington et al. (eds.), *Women's in Parliament: Beyond Numbers* (A Revised Edition). IDEA
- 馬渡剛『戦後日本の地方議会—1955～2008』（ミネルヴァ書房, 2010）
- 御巫由美子『女性と政治』（新評社, 1999）
- 三浦まり・衛藤幹子『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』（明石出版, 2014）
- 三浦まり『日本の女性議員—どうすれば増えるのか』（朝日新聞出版, 2016）
- 村松岐夫・伊藤光利『地方議員研究—日本の政治風土の主役たち』（日本経済新聞社, 1986）
- 内閣府『男女共同参画白書（平成27年度版）』（内閣府, 2015）
- Norris, Pippa. (1996) "Legislative Recruitment." In LeDuc et al (eds.), *Comparing Democracies: Elections and Voting in Global Perspective*. Sage Publications
- Norris, Pippa and Joni Lovenduski. (1995) *Political Recruitment: Gender, Race, and Class in the British Parliament*. Cambridge University Press
- 大海篤子『ジェンダーと政治参加』（世織書房, 2005）
- 大木直子『地方における女性の政治参加—神奈川県のリクルートメント過程を中心に—』（お茶の水女子大学大学院学位論文）（お茶の水女子大学, 2011）
- _____「地方議会における『女性活躍』はどこまで進んだか」, 『地方議会人』46-1（中央文化社, 2015）27-32
- 大山七穂・国広陽子『地域社会における女性と政治』（東海大学出版会, 2010）
- 笹倉尚子・中嶋里美・菅原和子『女が政治を変える：議員になって世の中変えよう！』（新泉社, 1990）
- 曾我謙悟「都道府県議会における政党システム—選挙制度と執政制度による説明—」, 『年報政治学』2011-2（木鐸社, 2011）122-145
- 曾我謙悟・待鳥聡『日本の地方政治—二元代表制政府の政策選択』（名古屋大学出版会, 2007）
- 総務省「報道資料 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等（平成27年3月27日発表）」（総務省, 2015）
- 総務省自治行政局選挙部『平成15年4月執行 地方選挙結果調』（総務省, 2004）
- _____『平成19年4月執行 地方選挙結果調』（総務省, 2008）
- _____『平成23年4月執行 地方選挙結果調』（総務省, 2012）
- 砂原庸介「選挙制度と市町村議会の活性化」, 『地方議会人』45-9（中央文化社, 2015）17-20
- 建林正彦『政党組織の政治学』（東洋経済新報社, 2013）
- 内田満『現代日本政治小事典—2005年版—』（プレーン出版, 2005=1999）
- 吉野孝・谷藤悦史・今村浩『誰が政治家になるのか—候補者選びの国際比較』（早稲田大学出版部, 2001）

Promoting Women's Participation in Local Election by Political Party Candidate Recruitment
: A Case of Prefectural Assemblies in Japan

Naoko OKI

Summary

In Japan, the presence of women officeholders in local assemblies has increased at all levels of local government, prefecture, city, Tokyo Special Ward, town and village, since the late 1980s. While the large-scale municipal mergers in the 2000s decreased the total number of legislators in local assemblies, the percentage of female legislators in those assemblies increased significantly. However, this paper also points out a few limitations with regards to female political participation. Firstly, the proportion of female legislators differs in different levels of local assemblies. The percentage of women legislators at the prefectural legislature is the lowest among all types of local legislatures. Secondly, in prefectural assemblies, the number of women officeholders of the major parties, such as the Democratic Party of Japan (DPJ) and the Liberal Democratic Party (LDP) increased dramatically in the Nation-wide Local Election in 2011 and 2015. Why did the number of female candidates who are affiliated with the two major political parties increase in prefectural assemblies? How do the parties recruit female candidates at electoral districts? Taking this into consideration, this paper discusses recent characteristics and changes in partisan women's political participation in local assemblies by shedding light on the candidate recruitment of political parties.